

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成26年5月29日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月29日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）岡野邦幸，金子守治，岸光右，□谷茂，栗原壯太，孝橋 宏，三瓶一俊，
仲真紀子，西崎毅，最上泰，門間偉峯，山田健，渡辺達生

（欠席）前田敏文

（※敬称略）

（説明者）札幌家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 福田郁生

同 家事首席書記官 山口 桂

同 少年首席書記官 井川雅寛

同 次席家庭裁判所調査官 宮島将弘

同 原田宜子

同 次席書記官 石田有二

同 主任書記官 小林貴茂

同 事務局長 鈴木浩二

同 事務局次長 宮木隆壽

（庶 務）札幌家庭裁判所事務局総務課長 北川法文

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

(1) 議事

「成年後見制度」をテーマとして，最高裁判所作成のDVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を視聴し，次席書記官から「札幌家裁の成年後見事件の手続概要及び事件動向」について説明を受け，最高裁判所作成のDVD「後見人になったなら・・・～後見人の仕事と責任～」を視聴し，家事首席書記官から「札幌家裁における成年後見事件に関する課題」について説明を受けた後，質疑応答及び意見交換を行った。

質疑応答及び意見交換の概要は別紙のとおり

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 追って指定

イ テーマ 「少年審判手続について～観護措置を執られた少年を中心に～」

概 要

●委員 △説明担当者

- 高齢化社会を迎え、成年後見制度が直面している問題について理解することができました。学校教育の中で、早いうちから考えさせなければならないと思いました。学習指導要綱の中で、成年後見制度についてどのように触れられているのか確認をしたいと思います。

後見制度支援信託を利用する場合、被後見人の財産を信託銀行が運用することになるのでしょうか。手数料がかかるのかについても教えてください。

- △ 信託銀行が運用することになりますが、元金は保証されます。手数料は、信託銀行により異なりますが、口座を解約するときや、一時金を引き出すときなどにかかります。

- 後見事件の申立件数について、函館家庭裁判所の平成18年度の申立件数が、例年に比べて非常に多くなっていますが、この理由について教えてください。

- △ 函館家庭裁判所管内である八雲町に施設があり、その入所者による集団申立てがあったからと聞いています。

- 申立時に、家庭裁判所調査官等が受理面接等を行っているとお伺いしましたが、家庭裁判所調査官以外にどのような方が行っているのか教えてください。

- △ 一般国民から選ばれた参与員が申立人から事情をお聴きすることがあります。

- 成年後見制度を利用している方の実数と利用すべき人がきちんと利用しているのかについて教えてください。

- △ 札幌家庭裁判所本庁において、平成25年末現在の利用者数は、3499人です。利用すべき人が利用できているのかということについては、裁判所では把握していません。

- 後見事件の申立件数が増加している背景の一つに、金融機関の影響があると思います。例えば、普通預金の払戻しは、キャッシュカードを利用すると本人以外でもできますが、定期預金や生命保険を解約する場合には、必ず本人確認をするため、本人以外の者は解約をすることができないので、どうしても成年後見制度を利用しなければならなくなります。

札幌市の高齢者人口に比べて、後見事件の申立件数が4000件程度というのは、利用している人が少ないと思いました。多くの場合、家族が扶養しているのが実態なのでしょう。親の年金で生活している人も多く、後見事件の申立てをすると、年金を

自由に使えなくなり、自分の生活が厳しくなるので、申立てをしないと行った人もいました。

△ 申立ての動機を見ると、親族側の事情が大半で、親族側の事情がなければ、あまり申立てをしないのではないかと思います。また、被後見人がお亡くなりになるまで後見をしなければならないという説明を聞くと、申立てを止めるといった人も一定程度います。

後見人の不正の事案では、実際に巨額のお金を見るとつい手を出してしまうこともありますので、裁判所としては、管理すべき財産が多額の場合には、専門職後見人を選任したり、後見制度支援信託を利用して、不正を防止していきたいと考えています。

● 被後見人や被後見人の親族から、後見人の動きが悪いために、後見人を変えてほしいといった申し出がされることはありますか。

△ 被後見人は、判断能力が不十分ですので、被後見人自身がそのような申し出をすることはないかと思います。親族が複数いる場合に、後見人以外の親族が、被後見人の財産を自分が管理したいといった理由で、後見人の変更を求めることがあります。また、専門職後見人が選任された場合には、親族が被後見人の財産を自由に使えなくなるために、自分を後見人にしてほしいと申し出るケースもあります。

以 上